

「トライオート FX インターネット取引契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成27年6月15日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第3条 (省 略)</p> <p>第4条 (自己責任およびリスクの確認) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) <u>オートパイロット注文が為替相場の変動や通信障害等によりエラーとなった場合は再発注されないこと。</u>その場合、保有している建玉を決済する際は、甲の手動決済による成行注文が必要になること。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成27年1月12日</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (自己責任およびリスクの確認) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>注文が為替相場の変動や通信障害等によりエラーとなった場合は自動で再発注されないこと。</u><u>再発注を行う場合は、甲が行う必要があること。</u><u>オートパイロット注文にて建玉を保有している場合に決済注文がエラーとなるとオートパイロット注文の設定によっては再発注が出来ない場合があること。</u>その場合、保有している建玉を決済する際は、甲の手動決済による成行注文が必要になること。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成27年6月15日</p>